

損害賠償請求調停事件の調停の合意および損害賠償の額を定めることにつき議決を求めることについて

1 事案の概要

- ・平成 23 年 10 月 11 日、県立北大津高等学校において、ティーバッティングを行っていた硬式野球部部員（当時 1 年生）の打球が防球ネットを逸れ、老朽化していたバックネットを突き破り、バックネット裏を歩いていた野球部マネージャー（当時 2 年生）の顔面右眼付近を直撃し、眼球破裂（外傷）による増殖硝子体網膜症の負傷を負い緊急手術を行った。
- ・その後 3 回の手術を行ったが、右眼の視力が 0.01（矯正視力 0.1）となる視力障害と水晶体の摘出による調整機能障害の後遺障害が残った。
- ・平成 26 年 6 月 12 日、野球部マネージャーは、大津簡易裁判所へ県の営造物の設置管理の瑕疵に対して、損害賠償請求調停事件の調停申立を行った。

2 調停の経過

- ・平成 26 年 7 月 16 日から平成 29 年 9 月 1 日まで計 18 回の調停。（うち 5 回は開催されず）
- ・平成 28 年 3 月 18 日の第 9 回調停で申立人の症状固定を確認。（平成 27 年 8 月診断）
- ・平成 29 年 3 月 28 日付け日本スポーツ振興センターの障害見舞金の額が確定。
- ・平成 29 年 7 月 7 日の第 17 回調停において、調停委員会が双方の意見を聴取し、調停案として 4,100 万円で早期解決を検討するよう提案。
- ・平成 29 年 9 月 1 日の第 18 回調停において、調停委員会が提示した調停案の 4,100 万円で双方が合意する意思があることを最終確認。

3 調停内容の概要

- ・県は申立人に損害賠償金 4,100 万円を支払う。（全額学校管理者賠償責任保険および高校野球賠償責任保険で対応）

4 県の対応

- ・調停委員会が提示した 4,100 万円は、裁判官が専門的見地から判断された妥当な金額であると考える。
- ・調停不成立の場合は訴訟となるが、本事案は営造物の設置管理の瑕疵により発生したもので、県が全面的に損害賠償責任を負う可能性が高いため、話し合いによる円満解決を求めている申立人の意向を尊重し早期解決を図る。

5 今後の予定

- ・9 月定例会議に上程、議決後に開催される第 19 回の調停で調停案に合意する。
- ・あわせて調停条項に定める以外、債権債務関係がないことを相互に確認する。

6 その他

- ・本人や家族のプライバシーの侵害にならないよう配慮し、本議案においては、申立人住所、氏名を非公開とする。